

質問第一号

設置法に依らざる審議会並びに協議会等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十月三十一日

油井賢太郎

参議院議長 松平恒雄 殿

設置法に依らざる審議会並びに協議会等に関する質問主意書

現政府は本年二月成立以来設置法に依る各審議会の他、設置法に依らざる審議会或は協議会を多数設置されたのであるが、單なる政党の諮問機関に過ぎないのではないかとそのしりも相当強くなつてゐる。この際設置法に依らざる凡ゆる審議会と協議会の名称及びその構成、人名(簡單なる畧歴と現職名)、審議会の回数、費用並びに今日迄の各会毎に提出された案件の名称とその結論に付き、至急御報告相成りたい。

尙政府がかかる措置を取られた結果如何なる効果、利益を国政に齎したか、又国会が開会されている今日今以つて存続すべき必要性があるものであるか、政府の答弁を求めらる。